

重要事項等説明書 (契約概要・注意喚起情報)

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。新・海外旅行保険【off!】をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の<用語のご説明>に記載しています。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。

* 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

契約概要 のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

新・海外旅行保険【off!(オフ)】は、新・海外旅行保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や保険金が支払われる事故の種類を、特約をセットすることでお選びいただくことができます。ただし、治療費用保険金は必ずセットする必要があります。

* 家族旅行特約をセットしたご契約(ファミリープラン、カップルプラン)の被保険者の範囲は、契約画面の本人欄に入力された方(以下「本人」といいます。)と一緒に旅行される以下の方のうち、契約画面に入力された方となります。

○本人の配偶者(旅行後に婚姻届出を予定されている方を含みます。)

○本人または配偶者と生計を共にする、①同居の親族 ②別居の未婚の子

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

支払われる主な保険金は次のとおりです。家族旅行特約をセットした場合の補償内容等についての詳細は契約画面上の約款等でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
治療費用 (基本契約)	<p>次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、ケガまたは疾病の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。</p> <p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア～キ等の費用(※1)のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額(※2)をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。</p> <p><お支払い対象となる主な場合></p> <p>① 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>② 責任期間中に発病(※3)した疾病または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし責任期間終了後に発病した疾病の原因が、責任期間中に発生したものに限りかぎります。</p> <p>③ 責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p>

- (※1) 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健保・労災および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。
- (※2) 社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額はお支払いできません。
- (※3) 責任期間開始前から発病していたと医師が認定した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚を問わず対象となりません。
- (注) 疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

<お支払い対象となる主な費用>

- ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費などの費用
- イ. 義手および義足の修理費
- ウ. 入院または通院のための交通費
- エ. 治療のために必要な通訳雇入費
- オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
- カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費
b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)
- ただし、1回のケガまたは1回の疾病につきa.b.を合計して20万円を限度とします。
- キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡・ 後遺障害保 険補償特約◎	<p><傷害死亡保険金></p> <p>責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p><後遺障害保険金></p> <p>責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p>

(1 ページのつづき)

<p>疾病死亡危険補償特約◎</p>	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>① 責任期間中に疾病により死亡した場合</p> <p>② 責任期間中に発病(発病の認定は治療費用と同様です。)した疾病または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。</p> <p>③ 責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>
<p>救援者費用等補償特約◎ (※1)</p>	<p>被保険者が以下の①～⑥等のいずれかに該当したことにより、以下のア～カ等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に出した金額をお支払いします。</p> <p><お支払い対象となる主な場合></p> <p>① 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合</p> <p>② 責任期間中に発病した疾病(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。</p> <p>③ 責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>⑥ 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><お支払い対象となる主な費用></p> <p>ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者(※1)の現地(※2)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. a. 救援者の渡航手続費 b. 救援者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等 a.～c.を合計して20万円を限度とします。ただし、治療費用保険金で支払われる費用は除きます。</p> <p>カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)および自国への遺体輸送費用。ただし、遺体輸送費用については、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。 など</p> <p>(※1) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの者の代理人を含みます。)をいいます。 (※2) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>

<p>賠償責任補償特約◎ (※1)</p>	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人の身体に障害をあたえたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)に損壊をあたえたりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>
<p>携行品損害補償特約◎ (※1)</p>	<p>責任期間中に携行品が、盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします(免責金額はありません。)。また、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>(注1) 携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間および携行しない別送品は保険の対象に含まれません。</p> <p>(注2) 現金、小切手、クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物、稿本、設計書、危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間の、その運動のための用具およびウインドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具等は含まれません。</p> <p>(注3) 「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注4) 旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注5) 自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約◎ (※1)(※2)</p>	<p>航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入した衣類(下着、寝間着等必要不可欠な衣類)・生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等)の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品(購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等)の費用を、10万円を限度としてお支払いします。</p> <p>(注) 手荷物が被保険者のもとに到着した時以降の費用は除きます。</p>

(2 ページのつづき)

<p>航空機遅延費用等補償特約(※2)</p>	<p>被保険者が以下の①または②のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に出した以下の費用(社会通念上妥当な額とします。)を負担することによって損害を被った場合、2万円を限度として保険金をお支払いします。</p> <p><お支払い対象となる主な場合></p> <p>① 出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)において、搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>② 乗継地において、搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。)によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p><お支払い対象となる主な費用></p> <p>宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料、交通費(宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用等) など</p>
<p>入院一時金支払特約(※2)</p>	<p>治療費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガまたは疾病により2日以上続けて入院したときにお支払いします。ただし、1回のケガまたは1回の疾病につき1回のお支払いを限度とします。</p>

(※1) ファミリープラン、カップルプランの場合は、携行品損害、救援者費用、賠償責任、航空機寄託手荷物遅延等費用については、本人および本人と一緒に旅行されるご家族のうち、契約画面に入力された方(被保険者)全員で一つの保険金額を共有します。

(※2) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。

(注1) 契約タイプ(PAタイプ、PBタイプ等)のご契約には、◎印のついた特約がセットされています。
 (注2) 上記以外にも家族旅行特約等があります。また、家族旅行特約をセットされる場合は、一部補償内容が異なりますので、普通保険約款・特約等でご確認ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由の場合には保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細は、普通保険約款・特約等の「**保険金を支払わない場合**」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
<p>治療費用、傷害死亡・後遺障害、疾病死亡、入院一時金</p>	<p>■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■妊娠、出産、早産または流産 ■歯科疾病 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(疾病死亡は除きます。) ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■(傷害死亡・後遺障害の場合)脳疾患、疾病または心神喪失 など</p>
<p>救援者費用</p>	<p>■故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為(※1) ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ■麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■歯科疾病、妊娠、出産、早産、流産による入院など</p>

<p>賠償責任</p>	<p>■故意 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■心神喪失に起因する損害賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等は除きます。) など</p>
<p>携行品損害</p>	<p>■故意または重大な過失 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ■携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ■置き忘れまたは紛失 ■偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ■国等の公権力の行使(※2) など</p>
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用、航空機遅延等費用</p>	<p>■故意、重大な過失または法令違反 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

(※1) 自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は、故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為は保険金をお支払いできない主な場合に該当しません。
 (※2) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において、手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

(3) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、旅行行程にあわせて設定してください(最長92日まで)。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(4) 引受条件(保険金額等)

ご契約いただくにあたって、次の点にご確認ください。

- ① お申込人(ご契約者)は次のすべての条件を満たされている方となります。
 - お申込時点で日本国内に在住されている方
 - 日本国内からアクセスしている方
 - 個人の方(企業等の組織名ではご加入いただけません。)
 - クレジットカードを保有している方
- ② ご旅行者(被保険者)は、お申込み時点で日本国内に在住されている方となります。海外に永住されている方やお申込み時点で日本国外に永住権または市民権をもって居住されている方、帰国予定のない方は、この保険の対象とはなりません。また、お申込み時点でご旅行者(被保険者)が既に日本から出国されている場合は、この保険の対象とはなりません。
- ③ ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客さまのご契約の保険金額につきましては、契約画面にてご確認ください。
 - ご契約金額は被保険者の方の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。
 - 被保険者が満15歳未満の場合、またはご契約者と被保険者が異なる場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限になります。

2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、渡航先等によって決定されます。また実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約画面にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、お申込人(契約者)本人名義のクレジットカードによる払込みのみとなります。(法人カードはご利用いただけません。)

保険契約成立後、保険料はクレジットカード会社の会員規約に基づき所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。お支払い方法は、1回払のみとなります。

<現在ご利用いただけるクレジットカード>

UC・JCB・OMC・クレディセゾン・VISA・MASTER・DC・JACCS・NICOS・UFJ・イオン・ダイナースクラブ・オリコ・アメックス・アプラス・楽天KC

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金とし、そこから損保ジャパン所定の事務手数料相当額(300円)を差し引いた残額を返れいします。ただし、出発前の取消が、「ツアーが中止された、退避勧告が出された」等の理由により行われた場合は、「保険契約時の保険料」の全額を返れいします。

<用語のご説明>

この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口
● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】 ☎ 0120-888-089

受付時間

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sompo-japan.co.jp>

● 保険会社との間で問題を解決できない場合

保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

【窓口：(社)日本損害保険協会「そんがいはけん相談室」】 ☎ 0120-107-808

受付時間

平日 午前9時～午後6時

※携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

● 事故が起こった場合

保険契約証とセットで郵送している「ポケットガイド」には、保険金のご請求手続きや損保ジャパンの新・海外旅行保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。ケガ・疾病の場合は、「ポケットガイド」に記載の損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は損保ジャパン・海外ホットラインにただちに連絡ください。

SJ09-22348 2009.10.26

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

保険期間が1年以下(最長92日)のみとなるため、クーリングオフの対象外となります。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務等)

① 申込内容画面のご入力にあたっての注意点

申込内容画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)危険に関する重要な事項のうち、申込内容画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞ この保険における告知事項は、次のとおりです。

★旅行行程中に従事する危険な職業(※)の有無

★旅行行程中に行う危険なスポーツの有無

★次の①～③のうち、いずれか1つ以上への該当有無

①現在、日本国外に在住している

②現在、日本国外からアクセスしている

③現在、既に日本から出国している

★現在の既往症や持病等の健康状態

★他の保険契約等の加入状況

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払できません。

(※)危険な職業とは次のものをいいます。

建設・土木作業、建設用機械運転、営業用貨物自動車運転、産業用機械組み立て、坑内作業、自動車・自転車・モーターボート競争、格闘技、猛獣使い、航空機操縦または搭乗する職務、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

② 保険契約の成立

申込内容を画面でご確認いただいた後、「申込」ボタンをクリックし、クレジットカードの有効性が確認され、契約成立の旨の画面表示を行った時点で契約は成立します。保険契約成立後、保険料が所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

③ 保険契約証について

保険契約証は、契約成立後にお申込人の住所へ郵送しますが、お申込みから出発日まで7日以内の場合は保険契約証の到着が出发後になることがあります。旅行に際しては、(1)「保険契約証」(2)「画面上に表示される契約確認書」(3)「契約内容(契約証番号・保険金額・保険期間等)および事故時の連絡先をメモしたもの」のいずれかを必ず携帯してください。

④ 死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

⑤ ⑥ 契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を(社)日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

⑥ 家族旅行特約をセットした場合(ファミリープラン、カップルプラン)の家族の範囲について

家族単位の旅行で、全員の旅行行程が同じ場合、同行される家族全員を1保険契約証で引き受けます。その際、被保険者としてすることができる家族の範囲は契約画面の本人欄に入力された方(以下「本人」といいます。)と一緒に旅行される次の方のうち、契約画面に入力された方となります。

○本人の配偶者(旅行後に婚姻届出を予定されている方を含みます。)

○本人または配偶者と生計を共にする、①同居の親族 ②別居の未婚の子

(2) 契約締結後における留意事項(通知義務等)

① 住所または通知先を変更される場合

保険契約証記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができませんことになります。

② 責任期間中に危険な職業に従事されることになった場合

危険な職業(前記(1)と同様です。)に従事されることになった場合、遅滞なく損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時以降に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。

③ 保険期間を延長する場合、旅行先を変更する場合

責任期間中に、旅行行程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」や、「旅行先を変更(旅行先の追加等)される場合」は、次の要領でお手続きください。

1. 電話またはハガキ等で、お客さまの日本における連絡先に下記の手続きに必要な事項をご連絡ください。

2. 実際の手続きは日本にいらっしゃるお客さまの代理の方に、当社カスタマーセンターにお申し出いただくこととなります。

*当社カスタマーセンターは、「平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時」が受付時間となります。また、保険期間終了前に保険料の払込みが必要となりますので、日数に余裕をもってご連絡・お手続きください。

(注) 損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン、損保ジャパン・海外ホットライン、海外クレームエージェントは、「期間延長」についてのお問い合わせは受け付けていません。

●期間延長または旅行先変更に必要な連絡事項●
<1>必ずご連絡いただく事項

- A. 契約者名 B. 契約証番号 C. 被保険者(ご旅行者)本人の生年月日
D. 【off!】加入時の電話番号

<2>該当する場合のみご連絡いただく事項

- A. ご希望の延長保険期間(〇年〇月〇日まで延長) B. 保険期間を延長される理由
C. 変更するご旅行先(旅行先を追加される場合は「追加する国名」、旅行を中止する国がある場合は「中止する国名」をご連絡ください。)

- 延長保険期間は、保険期間の初日から通算して92日以内にかぎりませ。
- 延長の保険料は、お客さまの代理の方がお振り込みください。お手続きは保険料の払込みをもって完了となります。保険期間終了前に手続きが完了しませんでしたと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。また保険料のお支払いは現金振込のみとなり、クレジットカードはお取り扱いしておりません。
- ご連絡先
 (株)損害保険ジャパン 新・海外旅行保険【off! (オフ)】カスタマーセンター
 TEL : 0120-666-756 (国内のみ)
 受付時間
 平日 : 9:00~20:00
 土日祝日 : 9:00~17:00
 (注) 上記無料電話がご利用できない場合「03-5397-7266」
 ※電話料金はお客さま負担となります。

(3) 通信トラブル等による責任について

損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでの保険契約手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については取扱代理店ならびに損保ジャパンは責任を負いません。

(4) その他

お申込みできる期間は、ご旅行出発日45日前から出発日当日までとなります。

※ 金融機関のホームページを経由してこの画面をご覧頂いているお客さまへ

保険契約の当事者は、保険会社とご契約者本人となります。したがって、保険契約を引き受け、保険金・解約返れい金等をお支払いするのは保険会社となります。取扱代理店が法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。なお、金融機関における保険募集の苦情・相談窓口および連絡先は、各金融機関のホームページ等でご確認ください。

3. 責任開始期(保険の補償が開始される時期)

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・疾病等に対しては、保険金をお支払いできません。保険期間が始まった後であっても、保険契約成立前に生じた損害あるいは被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に発生した事故によるケガ・疾病等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

- (1) 事故が発生した場合は、ケガ・疾病のときは損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルのときは損保ジャパン・海外ホットラインまでただちにご連絡ください(電話番号等は「ポケットガイド」に記載しています。)。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
(注) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- (3) 保険金のご請求にあたっては、各特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
<1>	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
<2>	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
<3>	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
<4>	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
<5>	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
<6>	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
<7>	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガ・疾病の程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(4)上記(3)の書類をご提出いただく等、所定の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります(キャッシュレス治療サービスを除きます。)。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由の場合には保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細は、普通保険約款・特約等の「**保険金を支払わない場合**」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
治療費用、傷害死亡・後遺障害、疾病死亡、入院一時金	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■妊娠、出産、早産または流産 ■歯科疾病 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(疾病死亡は除きます。) ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■(傷害死亡・後遺障害の場合)脳疾患、疾病または心神喪失 など
救援者費用	■故意または重大な過失(※1) ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為(※1) ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ■麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■歯科疾病、妊娠、出産、早産、流産による入院 など
賠償責任	■故意 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■心神喪失に起因する損害賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等は除きます。) など
携行品損害	■故意または重大な過失 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ■携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ■置き忘れまたは紛失 ■偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ■国等の公権力の行使(※2) など
航空機寄託手荷物遅延費用、航空機遅延費用	■故意、重大な過失または法令違反 ■戦争、その他の変乱※1、核燃料物質等 ■地震、噴火またはこれらによる津波 など

(※1) 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金をお支払いできない主な場合に該当しません。

(※2) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において、手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金とし、そこから損保ジャパン所定の事務手数料相当額(300円)を差し引いた残額を返れいします。ただし、出発前の取消が、「ツアーが中止された、退避勧告が出された」等の理由により行われた場合は、「保険契約時の保険料」の全額を返れいします。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

8. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①. から④. まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- ④ 損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパンの個人情報保護宣言、損保ジャパンのグループ企業や提携先企業、等については損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)をご覧ください。お問い合わせ願います。

お問い合わせ窓口：株式会社損害保険ジャパン お客様フリーダイヤル

【電話番号】0120-888-089

【受付時間】平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

9. ご契約内容確認事項(意向確認事項)

ご契約にあたり、お客さまのご希望を満たした内容であること、お申込みをするうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認ください。ご理解のうえお申し込みください。

- (1) この保険は、ご旅行期間中のケガや疾病による治療や死亡等への備えとしてご契約いただくものです。ご契約金額や保険料等お客さまのご希望にお応えできない部分がありましたら、【off!】カスタマーセンターまでお申し出ください。
- (2) 次の項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合等)、特約の内容
 - ② 被保険者の範囲(個人型・家族型)
 - ③ ご契約金額
 - ④ 保険期間(旅行行程に合わせてご設定ください。)
 - ⑤ 保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと
- (3) 被保険者の『生年月日』・『性別』欄等について、画面で入力後、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただきます。	
【窓口: 株損害保険ジャパン】 ☎ 0120-888-089 受付時間 平日 午前9時～午後8時 土日祝日 午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)	
<インターネットホームページアドレス> http://www.sompo-japan.co.jp	
● 保険会社との間で問題を解決できない場合 保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。	
【窓口: (社)日本損害保険協会「そんがいはけん相談室」】 ☎ 0120-107-808 受付時間 平日 午前9時～午後6時 ※携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。	
● 事故が起こった場合 保険契約証とセットで郵送している「ポケットガイド」には、保険金のご請求手続きや損保ジャパンの新・海外旅行保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。 ケガ・疾病の場合は、「ポケットガイド」に記載の損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は損保ジャパン・海外ホットラインにただちに連絡ください。	